

道州制特別区域推進本部の運営について（案）

（平成 19 年 1 月 29 日
道州制特別区域推進本部決定）

道州制特別区域推進本部令（平成 19 年政令第 12 号）第 3 条の規定に基づき、道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への参加者について
内閣官房副長官（3 名）及び内閣府副大臣を本部会合に参加させるものとする。
2. 本部会合への出席要請について
本部は、北海道知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事に対し、本部会合に出席して意見を表明すること等の必要な協力を求めるものとする。
3. 議事の公開について
本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。
4. 配布資料の公開について
本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。